

年金相談所を開設

年金に関するさまざまな疑問や質問に新庄年金事務所の職員がお答えします。また、手続きもできます。

- ◆日時 偶数月第2木曜日
午前10時～午後3時
※正午～午後1時を除く
- ◆場所 役場1階 101会議室
- ◆持ち物 年金手帳(証書)、印鑑、預金通帳、本人確認書類 など

年金相談は、電話予約制となっております。

予約先「新庄年金事務所」

☎0233-22-2050 (自動音声案内後5番)

【これからの開設予定日】

令和6年12月12日(木)
令和7年2月13日(木)

ご存知ですか? 障害年金

障がいのある方が次の3つの要件をすべて満たしている場合は、国民年金・厚生年金の障害年金を受けることができます。

① 年金制度加入中に初診日があること

※20歳前または60歳から65歳までの間に初診日がある場合も対象になります。

② 一定の障がいの状態にあること

③ 一定の保険料を納付していること

障害年金を受けるには、本人または家族による年金請求手続きが必要です。まずは役場町民税務課または新庄年金事務所にご相談ください。

国民年金保険料免除について

経済的な理由等で保険料を納付することが困難な場合は、「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」、学生の方は「学生納付特例制度」をご利用ください。保険料の一部免除を受けた方は、残りの免除されていない保険料を納めないと「未納」という扱いになってしまいます。保険料が納め忘れの状態でも万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。未納期間のある方や納付書をなくされた方は、役場町民税務課または年金事務所にご相談ください。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書をお送りします

納めていただいた国民年金保険料は「社会保険料控除」として、全額が所得控除の対象となります。年末調整や確定申告の際には、この控除証明書が必要ですので申告の時期まで大切に保管してください。

令和6年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納めた方 → 11月上旬までに発送されます

令和6年10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納めた方 → 翌年2月上旬に発送されます

※ご家族の国民年金保険料を納付された場合、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ、申告してください。

詳しくは下記までお問い合わせください。

【ねんきん加入者ダイヤル】 ☎0570-003-004 (ナビダイヤル)

年金に関するお問い合わせは

- 新庄年金事務所 ☎0233-22-2050 (自動音声案内後5番)
- 役場町民税務課 住民グループ ☎35-2111 (内線123)

いい 未来 11月30日は「年金の日」

未来の生活設計について考えてみませんか

11月30日は「年金の日」です。この機会に「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で年金記録と受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。「ねんきんネット」ではいつでも自身の年金記録を確認できるほか、記録を基に様々な受給パターンを試算することができます。

マイナポータルを利用して国民年金関係の電子申請ができます。

電子申請が可能な申請書等

- ①国民年金の資格取得(種別変更)の届出
- ②年金保険料の免除申請の手続き
- ③学生納付特例申請の手続き
- ④産前産後免除該当届出
- ⑤年金保険料の口座振替手続き など



国民年金 こんなときには手続きを

種別	対象者	こんなとき	変更後の種別
第1号被保険者	・学生 ・自営業者 ・農林漁業者	・就職して厚生年金に加入した	⇒第2号被保険者
		・結婚等で厚生年金に加入している配偶者の扶養となった	⇒第3号被保険者
第2号被保険者	・会社員 ・公務員等	・勤務先を退職した	⇒第1号被保険者
		・退職後、厚生年金に加入している配偶者の扶養となった	⇒第3号被保険者
第3号被保険者(国内居住)	・第2号被保険者に扶養されている配偶者	・離婚等で厚生年金に加入している配偶者の扶養でなくなった	⇒第1号被保険者
		・配偶者が勤務先を退職した ・就職して厚生年金に加入した	⇒第2号被保険者

くらしを支える国民年金

11月は年金月間です

いい未来
11月30日は
年金の日

国民年金は、働く世代が高齢者世代を支える世代間の助け合いの仕組みです。また、老後だけではなく、障がいを持ってしまったときや一家の働き手をなくされたといった、もしもの時に支えてくれる制度です。